

(案)

印西市議会基本条例（案） 市民意見公募手続（パブリックコメント）実施要領

印西市議会では、「印西市議会基本条例」を策定することとし、印西市議会基本条例制定特別委員会を設置し、令和５年１０月より協議してまいりました。

議会基本条例は、当市議会が質の高い活動を行うための重要な指針となるものです。主には、議会と議員の活動原則、議会と市民の関係、市長等の執行機関との関係、議会活動の基本原則等を明確化し、透明性の高い議会運営を目指します。

このたび、条例（案）の作成を行ったことから、「印西市議会基本条例（案）」について、市民の皆様に公表するとともに、市民意見公募（パブリックコメント）を次のとおり実施します。

１ 対象事案

印西市議会基本条例（案）

※「印西市議会基本条例逐条解説」は参考資料であるため、対象としません。

２ 実施主体

印西市議会

３ 意見を提出できるもの

- (１) 市内に在住、在勤又は在学する者
- (２) 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

４ 資料の閲覧期間及び意見の募集期間

令和７年７月１４日（月）から令和７年７月２８日（月）まで

※郵送の場合は、令和７年７月２８日の消印有効

５ 意見の提出方法

- (１) 意見は、郵送・ファックス・印西市役所本庁舎５階議会事務局窓口への持参・電子メール・閲覧場所に設置する意見回収箱への投函により、提出してください。ただし、議会事務局窓口への持参及び意見回収箱への投函は、施設の閉庁（閉館）時間及び、閉庁（休館）日は除きます。
- (２) 様式は、別紙第１号様式「印西市市民意見公募手続に関する意見書」又は任意様式に、必要事項（氏名又は団体名・代表者氏名、住所又は所在地、電話番号、意見）を明記してください。必要事項が明記されていない場合は、意見は無効とします。
- (３) 提出に要する諸費用は、提出者において負担してください。

(案)

(4) 意見の提出先は、下表のとおりです。

提出方法	提出先
郵 送	〒270-1396 印西市大森 2364 番地 2 印西市議会事務局
ファックス	0 4 7 6 - 4 2 - 5 2 9 9
窓口への持参	印西市役所本庁舎 5 階 議会事務局
電子メール	gikai@city.inzai.chiba.jp
意見回収箱 への投函	閲覧場所（市役所（行政資料室・議会事務局窓口）、 各支所・出張所・公民館・図書館・中央駅前地域交流館（コス モスパレットⅠ））に設置する意見回収箱 ※ただし、滝野出張所・本埜図書館は改修工事のため除く。

6 資料の閲覧場所

- (1) 市役所（行政資料室・議会事務局窓口）、各支所・出張所・公民館・図書館
（閉庁（休館）時間及び閉庁（休館）日を除く。）
- (2) 市のホームページ（印西市議会「市議会からのお知らせ」）から閲覧。

7 資料の貸出し

閲覧期間中、閲覧資料の貸出しを行います。希望する方は、資料閲覧場所の窓口（市役所行政資料室の場合は、議会事務局窓口）において、別紙第2号様式「市民意見公募手続（パブリックコメント）資料貸出申請書」に必要事項を記入してください。

なお、貸出期間は1日間とし、貸出しを受けた窓口に返却してください（翌日が閉庁日又は休館日の場合は、次の開庁日又は開館日に返却ください。）。

（例）土日祝が閉庁の場合

令和7年7月18日（金）に貸出しを受けた場合は、令和7年7月22日（火）までに返却をしてください。7月22日（火）が祝日の振替休暇の場合は、その翌日まで。

8 意見の取扱いと当市議会の考え方の公表

- (1) 応募に要する費用は、応募者本人の負担となります。
- (2) 提出された意見のうち、氏名や住所が明記されていないもの、単に賛否を示したものの又は趣旨が不明確なものは意見として取り上げないものとします。

(案)

- (3) 「印西市議会基本条例逐条解説」は、条例（案）の理解を深めるための参考とし、市民意見公募手続（パブリックコメント）の対象ではないため、逐条解説に対する意見は取り上げません。
- (4) 提出された意見書は、返却しないものとします。
- (5) 提出された意見は、その概要とそれに対する市の考え方をホームページ及び市役所行政資料コーナーにおいて公表するものとします。なお、氏名等の個人情報は公表しません。
- (6) 電話など口頭による意見の受け付けや、意見に対する個別の回答はしません。

9 問い合わせ先

印西市議会事務局

電 話 0 4 7 6 - 3 3 - 4 6 1 4（直通）

電子メール gikai@city.inzai.chiba.jp